

いじめの第三者調査委員会の現状と問題点

令和2年2月20日
神田外語大学客員教授 嶋崎政男

1. 第三者委員会の現状

(1) 委員の選考：人材確保の困難性

①中立・公正・厳正・専門・有用 *中立(客観的ニュートラル)公正(心理的インパーシャル)

*被害を訴えた側への寄り添い→県教委私学担当から何度も書き直しを命じられた私立高。最終的に慰謝料の支払い。

*「法が制定された背景事情を最大限考慮したとしても、被害を訴える者の利益保護に偏りすぎていると評価せざるを得ず(略)法的な平等に欠ける」(星野豊『月刊高校教育』2019.8)

*「被害者側の要因に関することは報告書ではタブー視されているのも課題。被害者側には踏み込まずに報告書が作られる場合がほとんど」(高橋知己『生徒指導』2020.3)

②選考までに長い時間を費やす *14条委員会の意義「望ましい」から「考えられる」

③委員の資質が不十分な場合がある*文章が書けない、役割の自覚がない

④結果説明後に誹謗・中傷を浴びせられる等の不利益を被ることがある

⑤調査の限界

*「証拠を一つ一つ精査し、そこから事実を導いていくというとても地道な作業を、特殊な訓練も受けておらず、制度的な調査手順も詳細に示されていない第三者委員会という存在に任せるわけですから、様々な「限界」がでてしまいます」(真下麻里子『教職研修』2019.10)

*「弁護士と言われると調査の専門家のように聞こえるが、委員になるのが教育や子供の問題に精通している弁護士とは限らない」(中西茂『生徒指導』2019.11)

(2) 委員会の役割

①学校・設置者との役割分担不明確 *調査主体はあくまでも「設置者・学校」

②調査範囲の拡大解釈 *教員の服務問題等

(3) 運営上の問題

①予算措置の問題 *「3000円赤字・2000万」*奄美名瀬中代理人コメント
「第三者委員会の活動の重要性を担保するだけの予算措置、中立性、持続性が求められている」「交代制委員会」

*法第10条(財政上の措置等)第33条の解釈＝「援助」とは、調査のための組織の組成や、地方公共団体としての調査に際しての人的又は資金的援助を指すものであるが、特に人的・資金的余裕がない市町村に対する援助の必要が大きい」(『いじめ防止対策推進法全条文と解説』P116)

②位置づけの問題：「重大事態調査の流れ」より

(1)複数の事案の処理に当たって、教委での調査を第三者委員会で「検証」する例が増加

(2) 首長の再調査判断に当たって、別の機関が第三者委員会同様の調査を行う例がある(実質3審制)

(3) 再調査判断を避け、「追加調査」が求められる例が多い

③ 事務局担当者の問題

(1) 第三者委員会委員が務めることは困難

(2) 教育委員会職員の場合、「中立・公正」の面からの批判を受けることがある

(3) 担当者の多忙問題

(4) 資質・能力(学校教育やいじめ問題への認識・知識等)

(5) 保護者対応での心理的負担が大きい(クレーム対応)

2. 重大事態の現況：「重大事態」の現状についての分析が必要

(1) 内容

① 27事案中、自殺(2件)、自殺未遂(2件)、傷害(1件)、強要(1件)であり、「不登校事案」が21件(78%)。

② 不登校のきっかけとなった訴えは、「写真を撮る時誘われなかった」「悪口を言われているように感じた」「カラオケに誘ってもらえなかった」「睨まれた」「運動会の練習で『がんばって』と言われた」「笑われた気がした」「遊ぶ約束を守られなかった」「生理的に嫌い」「視界に入るだけで我慢できない」等。

(2) 認知

不登校事案の大半が保護者からの訴え

(3) 調査主体

学校主体(7件)、教育委員会主体(20件、うち第三者委員会立ち上げ12件)

(4) 児童等及び保護者(不登校事案21件中)

① 児童等に障害等があるケース：13件(多くは発達障害及びその傾向、統合失調症1件、身体表現性障害2件、適応障害3件(重複1件))

② 保護者のパーソナリティ障害等の疑い：7件

(5) 不登校の状況：改善3件(適応指導教室1件、転校後に不登校解消1件、通級学級1件)

① 卒業後の訴え2件(小4時のいじめを中3でPTSD訴え等)

② 転校後も不登校継続6件

(6) 「重大事態」対処の問題点

① 「重大事態」の捉え方に保護者と教委・学校間に大きな乖離がみられる

② 学校・教委の重大事態への捉え方に適切さを欠く場合がある

・発生報告の遅れ

・クレーム問題としての扱い

・統一性のない対応(「ガイドライン」の解釈をめぐる多数の質問)等

③保護者の中に、「いじめ利得」や教員の個人攻撃のために重大事態の訴えをする者があり、「子供が置き去りにされた事案」が多々みられる（保護者の意向で学校に行かせない、学校対保護者の対立構造の中で葛藤するなど）。この結果、被害を訴えた児童等に対する、他の児童等からの「接近忌避感情」（あの子とは距離を置こうという本人・保護者の意識が拡散、結果、「無視された」との新たないじめ被害が発生）が高まってしまう。

④調査の限界：聴取調査等の拒否、証拠偽造、様々な「圧力」

3. 問題提起（お願い）

(1) 「重大事態」の3種把握

①いじめとの因果関係は不明であっても、「児童等の自殺」を重大事態とする、②いじめによって、心身、財産又は学習権に重大な被害が生じたと学校又は設置者が認めた時、若しくは当該児童等の保護者からその申し出があった場合を「準重大事態」とする。

②重大事態はあらかじめ都道府県単位で組織された「重大事態検証委員会」が検証を行い、準重大事態は現行通りとする。

③在籍していない（既卒）事案については②による組織で検証する。

*2013:23歳が中学時のいじめで610万訴訟（愛知）

*2019:19歳が中2時のいじめで3億円訴訟（千葉）

*2020:20歳に小学時のいじめで750万賠償判決（東京）

(2) 事務局担当者の負担軽減と予算措置

重大事態の調査では、担当者の業務が多く、身体的・精神的疲労が深刻である。事務局担当者として、学校では副校長が、教育委員会では指導課指導主事が担当することが多く、過重労働が問題となっている。また、事務担当者の当事者性・利害関係が問題視されることがある。学校との直接関係することが少ない総務部職員を担当者とするなどの工夫もみられるが、学校との連絡・調整事務に支障をきたす例も散見される。

第三者委員会の開催に当たっては、委員報酬、会場費、逐語録作成等への費用負担が問題となっている。規模の小さい自治体では予算措置に苦しんでいる。

(3) 第三者不当関与の排除

児童等の命が奪われるような「重大事態」での首長部局の関与・議会報告は民意にかなっていないと思われるが、地教行法第21条・22条により、基本的には教育委員会が権限を行使できるシステムが重要である。議員や運動団体関係者等が関与する事案は多々あり、首長調査に影響を与える懸念を払拭する必要がある。

(4) 再調査要件の明確化

首長判断では「追加調査」の事案が増えている。また、判断に当たり別組織を設け、第三者委員会と重複する調査が行われる事案もある。「首長判断」の難しさを物語る事例である。さらに、

被害を訴える側に自己の主張が認められるまで調査を求める傾向があり、調査の終結までに長期間を要することになる。第三者委員会は相当の労力をかけて真摯に調査・検証に努めている。本来であれば、「再調査」は例外的な措置であるはずである。「追加調査」「検証調査」の続出は、設置者又は学校が設けた第三者委員会の誠実な対応を貶めることになる。再調査の要件をより明確にする必要がある。

(5) 「大人の最悪の利害の相克」から「子供の最善の利益の保障」へ

いじめ対応では被害者保護・支援最優先が原則だが、保護者の過剰な訴え等により1年間に4名の教員が休職したり、校長が暴力被害を受けたりする事例もある。一方、被害を訴える保護者が関係教員の処分を求めることも多く、教職員の士気に大きな影響を及ぼしている。このような状況は、「後付いじめ」や「いじめ利得」が絡んでいることが多く、決して被害児童等の利益の保障に繋がっていない。教職員が安心して子供の最優先の教育に専念できるよう、叱咤激励と共に不当な訴え等に対しては厳正な対処ができる環境を整えていただきたい。

以 上